

教育活動概要

a ねらい

我が校では2003年度から文部科学省研究開発校の指定を受けて、昨年度までの3年間、「すべての教科を通して実践する科学教育サイエンスプログラム」を進めてきた。今年度からはさらに文部科学省研究開発校の指定を受けて、これまでの「サイエンスプログラム」を継続するとともに、さらに新しい視点を加えたものにするべく取り組みを進めている。

一方で我が校の「総合的な学習」は、1998年度から中学校における「総合的な学習」の時間の構成についての研究と実践に入り、2000年度からは、中学校から高等学校までを通した「総合的な学習」のカリキュラム開発と実践を目的とする研究組織をつくって研究実践活動を続けてきている。2004年度からは「サイエンスプログラム」を受けて、それまでの「総合的な学習」の呼称を「LIFE」から「サイエンス」と改め、科学的な視点をより深めたものへと変化してきた。

中学校1年生における「総合的な学習」は中学校・高等学校6ヵ年の第1段階として、自己学習力の基礎となる「学ぶ方法」を学ぶことと、「探究的な態度」を育むことを目標にしている。これらの目標を達成するために、学びを豊かにする道具としてコンピュータとそのネットワークを活用する学習活動を展開している。具体的には、コンピュータを表現や情報収集、分析などの道具として活用できる情報リテラシーの育成を行ったり、探究活動を通してわかりやすい表や図および概念図を活用した表現活動を行ったり、掲示板を利用した評価活動を組み込むことで、視野の拡大や興味・関心の高まりを目指した展開を行っている。さらに、ここに扱う題材として科学的なものを取り込み探究することで、「サイエンスプログラム」としての側面も取り入れたものになってきている。

年間指導計画は簡単に述べると次のようになっている。1学期当初は情報リテラシー・表現の基礎としてワープロソフトや作図ソフトなど一連のスキルの修得をはかる。1学期中頃から「科学のアルバム」シリーズ(あかね書房 全100冊)から興味を持った本を1冊選ばせて、その本の紹介や感想をホームページの形式でまとめていく作業を行い、2学期初め頃には校内のイントラネットに公開していく。ここで著作権についての学習を行った後、校内イントラネット上の掲示板を利用して意見交換を行い、今後の調べ学習における課題を明確にさせる。2学期末頃からは明確にした課題に基づいて調べ学習を行い、その結果を再びホームページの形式でまとめ発表し、相互評価することを行っていく。

こうした取り組みをしていく中で、著作権に関することは年間を通して重要な指導内容のひとつとなる。特に1学期中頃の本の紹介と2学期末からの調べ学習に伴うホームページ作成では著作権に配慮した指導を行うこととなる。このような著作権に関する指導は必要に応じて随時行うことになるが、「あれもだめ」、「これもだめ」と禁止するばかりでは教育的ではないし、著作権の正しい理解にもつながらない。ましてや「サイエンスプログラム」の取り組みの主題のひとつである多面的なものの見方や科学的なとらえ方にもつながらない。著作権の意義や意味をしっかりと理解させ正しい認識を持たせることで、図書館の本やインターネット上にある様々な情報や著作物に正しく接することができるとともに、生徒が自発的に正しい行動がとれるようにすることが重要である。また、中高6ヵ年の最初のこの時期にこのような学習を行うことで、今後の学習活動を円

滑に進めることができるようになるという意味でも、この時期の著作権に関する学習は重要である。

b 内容

1学期の本の紹介のホームページ作成では、生徒に以下の点に注意させながら作業をさせている。

本の中の文章をそのまま写し取らないこと。内容を把握した上で、自分なりの文章で自分なりの表現をすることで、本の内容を紹介すること。

本の中の図や写真は使用しない。図で解説したり概念図をかく場合は、ペイントソフトを用いて、自分なりの表現で、自分で作成すること。手書きしたものをスキャナで読み込みことは可とするが、本の中の図や写真を取り込むことは不可。

ここでは、上記の事項が著作権に配慮したものであることは伝えるが、著作権の正しい認識につながるような授業はまだ行わない。これは年間のカリキュラムの流れに配慮したものであり、また作業の中のどの部分が該当するのかを作業を行う前では具体的にイメージしにくいであろうという考えからでもある。

著作権の意義や意味を理解させるための授業はこのホームページ作成が終わった後、2学期初めの時期に行っている。この時期に行う理由はふたつ考えられる。ひとつは前述したようにこれより前では具体的にイメージしにくいということである。ふたつめに今後のカリキュラムの流れを考えるとこの時期にすることで、その後の指導に役立つということがあげられる。

著作権について考える授業は具体的に次のような展開で行われる。

1時間目では、まずは生徒に身近な例を挙げながら、理屈ではなく心情的な部分で著作権の必要性を感じ取らせる。その上で『著作権を考える童話』をプリントにしたものを配布し、まずは一通り全体を読ませた上で、その中の設問について考えさせ、その内容を Word 文書にまとめさせる。『著作権を考える童話』は「著作権の広場」<http://cozylaw.com/copy.html>にあるものを毎年著作者の許諾を得て4年前から使用している。生徒が書いた Word 文書は一度ネットワーク経由で提出させる。

2時間目は1時間目に引き続いて、『童話』の中の設問に答えさせるのであるが、授業のはじめに前時で提出された感想や意見から代表的なものを紹介する。前時の Word 文書に追加する形で意見や感想を記入させ、完成したものをネットワーク経由で提出させる。

3時間目では、1時間目の初めに考えた著作権の必要性や意義について、提出してきた生徒の意見を参照しながらもう一度復習する。その上で実際の著作権についての学習を始める。学習する内容は次の通りである。

著作権の種類について

著作権の正しい使い方

著作物が自由に使える場合について

著作権 Q&A

著作権 Q&A では様々な場面を想定しクイズ形式で質問しながら授業を進めている。最後にこれらの学習した内容をふまえ、もう一度著作権の意義や意味、その存在理由について考えさせ、さらにはこれからの学習活動の中でどのような行動をとっていかないといけないのかを考えさせている。

これらの授業のポイントのひとつとして、著作権の意義や意味をどのように生徒に伝えるかということがある。これらの授業の中ではまず最初に生徒に次のような意義付けをしている。「本の紹介では、本の内容をホームページにまとめた。本に書いてある内容を利用することは何ら問題はない。本の中の文章や絵・写真をそのまま利用することは許されない。なぜならそこには著者の意図など創作性があるからである。だから本の紹

介をするのに、自分が作った文章や図を用いて自分なりの表現をしていく必要がある。」

c 成果と課題

著作権に関する内容を初めて組み入れたのは今から4年前のことである。それ以前もほぼ同様のカリキュラムで総合的な学習の時間を進めてきていた。

授業を進める上で困っていたことのひとつに次のようなことがある。それは本の紹介やそのあとの調べ学習についてのホームページ作成において、本の内容をそのまま書き写したり、インターネット上の内容をそのままコピー・ペーストしたり、写真をそのまま使ったりする生徒が多々見られたということである。もちろん見つけ次第そのようなことはしないように注意はするのであるが、特にインターネット上の文章をそのままコピー・ペーストした場合には、元のホームページと比べないとその事実がわかりづらく、またそれを注意された生徒もなぜそれがいけないことなのか本質的なところまでなかなか理解できずにいた。

そこで著作権の内容を組み入れてみたところ、本の文章をそのまま写したり、インターネット上の内容をそのままコピー・ペーストしたりするケースがかなり減ってきた。仮に本の文章をそのまま書いている生徒がいたとしても、指導することですぐに改善し、指導に対する理解もしっかりできるようになってきた。また、掲示板を利用した意見交換の場でも、授業の場であるということを意識して守るべきルールを守って掲示板に記入していくということについても生徒が率先して取り組む姿が以前にも増して見られるようになり、以前と比べてあきらかに指導しやすくなってきた。